

昭和二十三年法律第二百二十四号

大麻取締法

第一章 総則

第一条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

第二条 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

第三条 この法律で「大麻研究者」とは、都道府県知事の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。

第四条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

一 大麻を輸入し、又は輸出すること（大麻研究者が、厚生労働大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。）

二 大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること。

三 大麻から製造された医薬品の施用を受けること。

四 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。

五 前項第一号の規定による大麻の輸入又は輸出の許可を受けようとする大麻研究者は、厚生労働省令で定めるところにより、その研究に従事する施設の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請書を提出しなければならない。

六 都道府県に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。

七 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

八 前項の規定により登録すべき事項は、厚生労働省令でこれを定める。

九 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

十 前項の規定により登録すべき事項は、厚生労働省令でこれを定める。

十一 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

十二 前項の規定により登録すべき事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第十三条 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

第十四条 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

第十五条 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

第十六条 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

第十七条 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

第十八条 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

第十九条 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与え、又は取り消すことができる。

働省令で定める事項を記載しなければならぬ。

5 厚生労働大臣は、外国政府から大麻に関する犯罪鑑識の用に供する大麻を輸入したい旨の要請があつたときは、この法律の規定にかかわらず、第一項の規定により輸入し、若しくは譲り受けた大麻又は法令の規定により国庫に帰属した大麻を、当該外国政府に輸出することができる。

第二十二條の四 第四條第二項、第十四條、第十六條第二項及び第二十一條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十二條の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所の長に委任することができる。

第二十三條 この法律に定めるものを除き、この法律を施行するため必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第六章 罰則

第二十四條 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四條の二 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四條の三 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役に処する。

一 第三條第一項又は第二項の規定に違反して、大麻を使用した者

二 第四條第一項の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者

三 第十四條の規定に違反した者

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四條の四 第二十四條第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四條の五 第二十四條から前条までの罪に係る大麻で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（第二十四條の三の罪を除く。）の実行に関し、大麻の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十四條の六 情を知つて、第二十四條第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（大麻草の種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四條の七 第二十四條の二の罪に当たる大麻の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二十四條の八 第二十四條、第二十四條の二、第二十四條の四、第二十四條の六及び前条の罪は、刑法第二條の例に従う。

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定に違反して、大麻に関する広告をした者

二 第七條第二項の規定に違反した者

三 第十五條又は第十七條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

2 前項の刑は、情状によりこれを併科することができる。

第二十六條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項の規定による届出をしなかつた者

二 第十條第四項又は第七項の規定に違反した者

三 第十六條の二第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第十六條の二第二項の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつた者

五 第二十一條第一項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十四條第二項若しくは第三項若しくは第二十四條の二第二項若しくは第三項の罪を犯し、又は第二十四條の三第三項若しくは第三項若しくは前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則 抄

第二十八條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二十九條 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大麻取締規則（昭和二十二年／厚生／農林／省令第一号）は、これを廃止する。

附則（昭和二十五年三月二十七日法律第一八号）抄

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和二十七年五月二十八日法律第一五二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年三月二十七日法律第一五号）抄

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この法律による改正前の規定に基いて厚生大臣のした免許、許可その他の行為は、改正後の規定に基いて都道府県知事のしたものとみなす。

附則（昭和二十九年四月二二日法律第七一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附則（昭和三十八年六月二二日法律第一〇八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四十五年六月一日法律第一一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年五月一日法律第三八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四條第二項の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和五十六年五月三〇日法律第五八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三條の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和五十九年五月二五日法律第四七号）抄

この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年一〇月五日法律第九三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四條の規定（農業改良助長法第十四條の三の改正規定

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(国家公務員法の一部改正に伴う裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第二十六条第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五章第二節の規定の適用については、第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に第五条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項に規定する特定退職(施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条及び附則第十條において「旧国家公務員法」という。))第三十八條第一号に該当して旧国家公務員法第七十六條の規定により失職した場合に限る。)をした者に係る国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(信託法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)前にされた信託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであつても、第五十九條の規定による改正後の信託法第七條、第五十六條第一項(同法第二百二十八條第一項、第三百四十四條第一項及び第四百一十一條第一項において準用する場合を含む。))及び第四百二十四條(同法第三百三十七條及び第四百四十四條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。
(海上運送法の一部改正)

第八条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
第三十五條第三項第四号中「第五十六條第四号」を「第五十六條第五号」に改める。
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第九条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第十九條の四第一項中「若しくは国家公務員法第三十八條第一号に該当して同法第七十六條の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。
第十九條の五第二号中「(同法第三十八條第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁固」に改める。
第十九條の七第一項中「若しくは国家公務員法第三十八條第一号に該当して同法第七十六條の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号イ中「若しくは失職し」を削る。
第二十三條第五項中「第七十九條に基づく」を「第七十九條の」に、「定める」を「定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第六項中「定が」を「定めが」に、「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは国家公務員法第三十八條第一号に該当して同法第七十六條の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

第十条 施行日前に旧国家公務員法第三十八條第一号に該当して旧国家公務員法第七十六條の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九條の四第一項及び第四項、第十九條の五第二号(同法第十九條の七第五項及び第二十三條第八項において準用する場合を含む。)、第十九條の七第一項及び第二項第一号並びに第二十三條

第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)
第十一条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三項中「第三十八條第二号から第五号まで」を「第三十八條各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第五項中「外」を「ほか」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第六項中「第四項及び第五項」を「及び前二項」に改め、「以下本条において同じ」を削り、「第四條第三項」を「次條第三項」に改め、同条第七項中「者」の下に「その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。」を加える。
(裁判所職員臨時措置法の一部改正)
第十二條 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
本則中「第三十八條第四号」を「第三十八條第三号」に改める。
(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第十三條 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第二十三條第六項中「若しくは自衛隊法第三十八條第一項第一号に該当して同条第二項の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十三條第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。」を削る。
(国家公務員退職手当法の一部改正)
第十四條 施行日前に第七十四條の規定による改正前の自衛隊法第三十八條第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職した職員に係る期末手当の支給については、前条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十三條第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(国家公務員退職手当法の一部改正)
第十五條 国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第二号中「(同法第三十八條第一号に該当する場合を除く。)」を削る。
(歯科技工士法の一部改正)
第十六條 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十七條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第四十七條第一項の表第十六各号列記以外の部分の項中「第三号」を「第二号」に改め、同表第十六條第三号の項中「第十六條第三号」を「第十六條第二号」に改める。
(住民基本台帳法の一部改正)

第十八條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の四十七の項中「第九條」を「第九條第一項」に改める。
(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十九條 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第三十八條第六項の表第六條第四号の項中「第六條第四号」を「第六條第五号」に改め、同表第六條第五号の項中「第六條第五号」を「第六條第六号」に改め、同表第六條第六号の項中「第六條第六号」を「第六條第七号」に改め、同表第六條第七号の項中「第六條第七号」を「第六條第八号」に改め、同表第十四條第一項の項中「第六條第四号から第七号まで」を「第六條第五号から第八号まで」に改める。
第四十五條中「第六條第五号の項及び第六條第七号の項」を「第六條第六号の項及び第六條第八号の項」に改める。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第一百條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第三項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第二項第三号の項中「第七條第二項第三号」を「第七條第一項第三号」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改める。

第十七條第二項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改める。
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
第十七條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第四十七條第一項の表第十六各号列記以外の部分の項中「第三号」を「第二号」に改め、同表第十六條第三号の項中「第十六條第三号」を「第十六條第二号」に改める。
(住民基本台帳法の一部改正)
第十八條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の四十七の項中「第九條」を「第九條第一項」に改める。
(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)
第十九條 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第三十八條第六項の表第六條第四号の項中「第六條第四号」を「第六條第五号」に改め、同表第六條第五号の項中「第六條第五号」を「第六條第六号」に改め、同表第六條第六号の項中「第六條第六号」を「第六條第七号」に改め、同表第六條第七号の項中「第六條第七号」を「第六條第八号」に改め、同表第十四條第一項の項中「第六條第四号から第七号まで」を「第六條第五号から第八号まで」に改める。
第四十五條中「第六條第五号の項及び第六條第七号の項」を「第六條第六号の項及び第六條第八号の項」に改める。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第二十條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第一百條第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第三項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七條第一項の項を削り、同表第七條第二項の項中「第七條第二項」を「第七條第一項」に改め、同表第七條第二項第三号の項中「第七條第二項第三号」を「第七條第一項第三号」に改め、同表第七條第三項の項中「第七條第三項」を「第七條第二項」に改める。

改め、同表第三十二条の項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第百一条第一項ただし書中「又は第二項」を削り、同条第二項中「第二項及び第三項前段」を「及び第二項前段」に改め、同項の表第七条第一項の項を削り、同表第七条第二項の項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同表第七条第二項第三号の項中「第七条第二項第三号」を「第七条第一項第三号」に改め、同表第七条第三項の項中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改め、同表第三十条の項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第二十一条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第三号」を「第二号」に改める。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正)

第二十二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第二十三条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項の表第十六条第三号の項中「第十六条第三号」を「第十六条第二号」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第二十四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項中「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第二十五条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の表税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の項中「第四条第四号」を「第四条第三号」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定)

第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)が産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十六号)の施行の日以後である場合には、第百三十九条中「第四十一条第四項第三号イ」とあるのは、「第三十九条第四項第三号イ」とする。この場合において、同法附則

第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」とあるのは、「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」とする。

(古物営業法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 古物営業法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条のうち質屋営業法第十九条第二項の改正規定中「第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

(古物営業法の一部改正に伴う調整規定)

第二十八条 第二号施行日が古物営業法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日前である場合には、第十条のうち、古物営業法第四条の改正規定中「第四条第十号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号ただし書中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号」とあるのは「第四条第八号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号ただし書中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号」と、「八 心身」とあるのは「六 心身」と、同法第六条第一項

第二号の改正規定中「第六条第一項第二号中「第九号」を「第十号」とあるのは「第六条第二号中「同条第七号」を「第八号」とする。

2 前項の場合において、古物営業法の一部を改正する法律のうち、古物営業法第四条の改正規定中「同条第八号中「第五号」を「第七号」とあるのは「同条第九号中「第六号」を「第八号」と、「同条第十号とし、同条第七号」とあるのは「同条第十一号とし、同条第八号」と、「同条第九号とし、同条第六号ただし書中「第

八号」を「第十号」とあるのは「同条第十号とし、同条第七号ただし書中「第九号」を「第十一号」と、「同条第八号とし」とあるのは「同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし」と、同法第六条第二号の改正規定中「同条第七号」を「第九号」とあるのは「第八号」を「第十号」と、附則第一条ただし書中「同条第七号」とあるのは「同条第八号」とする。

(民法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条のうちインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第八条第五号の改正規定中「第八号第五号」を「第八号第六号」に、「五 未成年者」を「六 未成年者」に改める。